令和 6 年度 大子町人事行政の運営等の状況の公表

大子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、令和6年度の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

1 職員の任用及び職員数の状況

令和6年4月1日の職員数と令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に採用及び退職した職員の状況は、次のとおりです。

pro in indication of the control of						
区分	職員数	採用	退職			
			定年	勧奨	他	計
行政職	190	8	2		6	8
技能労務職	15		1			1
消防職	46	2	4			4
計	251	10	7	0	6	13

2 職員の人事評価の状況

能力・業績に基づく人事管理により人材を育成し、より良い行政サービスの提供をするために、人事評価制度を導入し、職員の評価を行っています。

3 職員の給与の状況 (令和6年4月1日現在)

(1) 平均給料月額及び平均年齢

区分	行政職		技能労務職		消防職	
平均給料月額	299,900	円	334,500	円	283,800	円
平均年齢	38.8	歳	50.8	歳	36.8	歳

(2) 初任給

区分	行政職		技能労務職		消防職	
大学卒	202,400	円			224,600	円
高校卒等	170,900	円	164,000	円	188,100	円
中学卒			151,200	円		

(3) 主な職員手当

区分	内容
答理啦子业	管理等の地位にある職員のうち規則で指定する者について, その職務の特殊性に
管理職手当	基づき支給
扶養手当	主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を払っている職員
住活于3 	に支給
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給
期末手当	6月期 1.250 月分 12月期 1.250 月分 計 2.50 月分
勤勉手当	6月期 1.050 月分 12月期 1.050 月分 計 2.10 月分

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間 ※下記の勤務時間により難い職員の勤務時間は別に定めています。

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間
8時30分	17時15分	12時から13時まで

(2) 主な休暇

種類	概要等
年次休暇	一の年ごとに20日
療養休暇	負傷又は疾病の場合に定められた期間内で取得できる休暇
特別休暇	選挙権の行使、出産等特別の理由がある場合に取得できる休暇

5 職員の休業の状況

種類	取得者	쵌
育児休業	9	人
自己啓発等休業	0	人
部分休業	5	人

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分

処分事由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	2	2
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制の改廃等により過員を生じた場合	0	0	0	0
合計	0	0	2	2

(2) 懲戒処分

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は怠慢	1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	0	1

7 職員の服務の状況

大子町職員服務規程やその他の法令・例規に基づき、町民全体の奉仕者としての職責を自覚し、 誠実公正に、かつ、能率的に職務を遂行するよう努めることを原則として職務に勤めています。

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正に伴い,再就職者(離職後に営利企業等の地位に就いている元職員)による現職職員への働きかけが規制されました。

9 職員の研修の状況

職員の勤務能率の増進や育成のため、職務の階層に応じて行う研修や、業務内容に応じた研修を積極的に行っています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)福祉(厚生福利)

職員は茨城県市町村職員共済組合の組合員となります。共済組合には次の事業等があります。

事業名	概要
短期給付事業	組合員とその家族の病気、出産、休業等に対し、必要な給付を行う
長期給付事業	組合員の退職,障害,死亡に対して年金又は一時金の給付を行う
福祉事業	健康の保持増進事業や住宅資金の貸付け等を行う

(2) 利益の保護

地方公務員法第46条又は第49条の2の規定に基づき、公平委員会に対して行う措置要求 又は不服申立ての状況です。

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0